

計 画 書

釜石都市計画土地区画整理事業の変更(釜石市決定)

釜石都市計画鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業
面 積	約 49.2 h a
公共施設の配置	道 路 交通の円滑化や災害時の緊急輸送路の確保を図るため、歩車道の分離等に配慮した幹線道路を整備する。また、災害発生時に都市機能の維持を図るため、高台に再配置する小中学校等の公益施設および土地利用計画との整合や歩行者動線等も踏まえ、区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地 公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備	災害に強いまちづくりを行うため、盛土により住宅地を形成する。また、国道45号沿道とJR山田線鵜住居駅周辺は、商業系土地利用とするとともに、JR山田線東側については工業地や農地及び住宅系土地利用とし、街区規模を適正に設定する。なお、国道45号沿道西側に災害発生時における都市機能を維持するための拠点となるべき公益施設を整備する用地を確保する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた本地区の復興にあたり、土地区画整理事業の事業計画の具体化に合わせて本案のように変更する。

変 更 理 由 書

本地区は、東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた市街地を復興するため、平成 25 年 2 月 1 日に釜石都市計画鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業として都市計画を決定し、平成 25 年 3 月 15 日に事業計画を決定し、事業を推進しているところである。

今般、関係機関と協議を進め、J R 山田線を横断する幹線道路（新川原連絡線）の計画が確定したことから、J R 山田線用地の一部を土地区画整理事業区域に編入し、事業を合理的に進めるため、施行区域を変更するものである。